

## 「赤坂中地区まちづくりガイドライン（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方について

### 1 区民意見募集

(1) 募集期間 令和6年9月26日～同年10月25日

(2) 意見があった人数・件数

人 数	3人
うちインターネット	2人
持 参	なし
ファックス	1人
郵 送	なし
件 数	12件

※件数は、複数の内容を含んだ区民意見を分割した後の件数です。

### 2 区民説明会

(1) 開催日 令和6年10月6日、同年10月10日

(2) 意見があった人数・件数

開催回数	2回
参加者数	33人
件 数	7件

※件数は、複数の内容を含んだ区民意見を分割した後の件数です。

### 3 意見への対応状況

1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	4件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	2件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	なし
4	意見の内容が対応できないもの	1件
5	区政に対する要望等として受けたもの	12件
合 計		19件

No	項目	関連頁	区民意見	区分	区の考え方	対応状況
1	第1章 3：まちづくりガイドラインの役割と位置付け	10	まちづくりの基本は、様々な住民が住み続けられる多様な街、誰一人取り残さないまちづくりが大事と考える。ハード面を誘導する当ガイドラインにおいても、赤坂地区の多様性に鑑み、地区の特徴を軽視した大規模再開発のような画一的な街づくりはしないでほしい。	ファックス	本ガイドラインは、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引として定めるものです。画一的なまちづくりをめざしているものではありません。	2
2	第2章 3：まちの歴史	30	歴史の認識が欠如している。戦後まちを復興し、バブルに踊り、地上げをされ、住民が減り小学校が3校から1校へ減っている現実があるので素案に落とし込んでほしい。	説明会	30ページに、ご意見を踏まえ、小学校が3校から1校へ減った事実などを追記しました。	1
3	第4章 方針1：土地利用・活用 方針2：住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯 方針3：道路・交通	55 62 65	車に入ってきてほしい街なのか抑制したいのか、子どもや住民を増やしたいのか、伝わりやすいようにガイドラインに落とし込んでほしい。	説明会	65ページに、幹線道路及び主要区画道路で自動車交通の円滑化を図り、それ以外の本地区内部の道路については歩行者優先の交通環境を整備することを示しています。また、55ページ及び62ページでは、地区の魅力である落ち着いたある居住環境を残しながら、誰もが住み続けられる居住環境づくりをすることを記載しています。	2

4	第4章 方針2：住宅・生活 環境・地域コミュニ ティ・防犯	62	赤坂八丁目は町会活動で集まる場所がない。ガイドラインには、オープンスペースの活用といった内容もあったと思うが、何かしら新しい建築物等を建てる際は、集まれるスペースを作っていただけのように指導してほしい。	説明会	62ページに、多様な人々が住み続けられる居住環境づくりとして、地域住民が憩い、交流できる、ゆとりあるオープンスペースの整備の促進や、住み続けるために必要となる生活に便利な施設の充実を図ることを示しています。ご意見を踏まえ、具体的な施設の例示に「町会・自治会等の集会場」、「防災倉庫等の活動支援施設」を追加しました。	1
5	第4章 方針2：住宅・生活 環境・地域コミュニ ティ・防犯	62	町内会を開く場所がない。防災に力を置くといっても、町内の防災倉庫を置くスペースすらない。	説明会		1
6	第4章 方針3：道路・交通	64	歩行者ネットワークの形成について、歩行空間の整備をするにあたり、開発事業以外のやり方でできないのか。	説明会	歩行者ネットワークの形成に当たっては、周辺の開発動向を踏まえながら、ゆとりある歩行者空間を形成します。	5
7	第4章 方針6：景観	79 ～81	ガイドライン素案に「伝統」「歴史」「文化」と多く記載されているが、「昔ながらの『赤坂らしい』佇まい」を残すために具体的に港区は何をしてくれるのか。古い建物の維持や、新築建物のファサードを「それらしく」するために補助金を出す等の「積極的働きかけ」は出来ないのか。	インタ ーネッ ト	区は、一定規模以上の建築物の新築や外観を変更することとなる修繕等の際に、景観協議を義務付けています。景観協議では、景観アドバイザーの意見や景観形成基準に基づき助言・指導をしています。補助金を出すことは考えていませんが、景観協議により地域の特色を踏まえたきめ細やかな助言・指導をすることで、地域の個性や歴史、文化を生かした魅力ある街並み形成を推進します。	5

8	第5章 赤坂通り周辺エリア 重点方針	94	「赤坂通り周辺エリア」のエリア別重点方針では、特別区道第1,042号線について、開発事業を前提とした歩道状空地の整備、無電柱化を想定しているように捉えられるので、書き方を配慮・削除してほしい。	説明会	ご意見を踏まえ、94ページの赤坂通り周辺エリアの道路・交通の重点方針の「特別区道第1,042号線には」を、「歩行者ネットワークを形成する路線では」に改めます。	1
9	第5章 赤坂通り周辺エリア 重点方針	94	「赤坂通り周辺エリア」のエリア別重点方針では「開発事業等の機会をとらえた無電柱化の促進」と書かれている。このような表現は新規再開発事業を助長しかねないため、削除してほしい。	ファックス	94ページの赤坂通り周辺エリアの防災・復興の重点方針の「区として無電柱化を推進するとともに、開発事業等の機会をとらえ、無電柱化を促進します。」については、防災の観点から記載していません。港区無電柱化推進計画に基づき、民間開発における無電柱化の整備については引き続き促します。	4
10	その他	—	氷川公園から赤坂通りに出る区間の渋滞が激しい。その解消等、道路について考えていることがあるか。	説明会	赤坂二・六丁目地区の開発事業で右左折の車線を設ける予定であるため、渋滞は解消する見込みと考えています。	5
11	その他	—	赤坂通りの一ツ木通り交差点付近から山王下方面の右折レーンが渋滞している。対応は何かないのか。	インターネット	赤坂通り（補助線街路第5号線）は都市計画道路の整備が完了しているため、これ以上の拡幅はありませんが、渋滞については、現地を確認の上、所轄警察署と協議します。	5
12	その他	—	区は「100%無電柱化」と言っているが、歩道のない箇所についてどう無電柱化を進めるのか。 例えば、民有地を賃貸で借りてトランスを置くことは出来ないのか。	インターネット	港区無電柱化推進計画では、歩道がないなどで道路区域内に地上機器の設置が困難な路線においては、地上機器の設置が可能な周辺路線も含めた面的整備の検討や、道路区域外の公共用地を活用した電線共同溝の整備の検討をしております。	5

13	その他	—	氷川公園のホームレス対策について、実効性のある対応を早急にすべきである。	インターネット	区は、氷川公園に路上生活者が生活していることは把握しています。区は、路上生活者に対して、人権に十分配慮して対応しています。今後も継続して巡回相談等を実施しながら、一日でも早く福祉的支援に結び付けられるよう努力してまいります。	5
14	その他	—	区説明会では、区は再開発事業に反対も支持もしていないと言っていたが、本ガイドライン素案では、歩行者ネットワークの整備などにおいて開発プロジェクトを利用することを言及しており、開発に重点が置かれている感じがする。開発がなければガイドラインの目標を達成できなそうな区の姿勢に非常に懸念を抱いている。	インターネット	本ガイドラインは、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引として定めるものであり、開発事業を誘導するものではありません。歩行者ネットワークの形成に当たっては、周辺の開発動向を踏まえながら、ゆとりある歩行者空間を形成します。	5
15	その他	—	このガイドライン策定を口実に、いわゆる大規模市街地再開発を誘導しないでほしい。港区の他のガイドラインでも、策定後、再開発事業が助長されているように見受けられた。意見交換会や私共の町会への事前説明会において、区は再開発事業と一線を画し賛成でも反対でもないことの回答をもらって確認しており、今後ともその点を守って頂きたい。	ファックス	本ガイドラインは、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引として定めるものであり、再開発事業を誘導するものではありません。	5

16	その他	—	現行都市計画（用途地域・地区など）を突然変更したり撤廃したりしないでほしい。私共の地域の第二種住居地域は落ち着いた環境であり、持続的に住み続けたいと願っている。	ファックス	本ガイドラインは、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引として定めるものであり、用途地域の指定を変更することはありません。	5
17	その他	—	市街地再開発のような縦の利用だけではなく、横の複合性をめざす地区があってもよいと思う。	ファックス	本ガイドラインは、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引として定めるものであり、個別の地区の具体的な計画や土地の活用については、土地の所有者等が個別に検討するものです。	5
18	その他	—	駐車場空間の空地があることは防火対策、被災者避難に役立っている。また、消防署出張所があることで4 m未満の細街路が多少あっても、防火対策に支障があるとは考えられない。安易に、細街路の件を開発の理由にとりあげないでほしい。地区の多面的な面を公平に考慮してほしい。	ファックス	4 m未満の細街路については、建築基準法に基づき、中心線から2 mの位置を道路と敷地の境界線とすることとなっています。区は、細街路を拡幅するための助成を行う制度を実施しており、道路境界線の位置まで拡幅整備をすることで、災害時の避難路や緊急車両の進入路として防災機能の向上を図るとともに、良好な住環境の形成を図っています。	5
19	その他	—	「誰ひとり取り残さない」というSDGsの基本理念に照らしてみても、この地区で住みやすいと思って暮らしている人がいる限り、まちづくりガイドラインの一般的方向性を口実に住民をおし潰さないようにしてほしい。住み続けられるまちをめざすべきと考えている。	ファックス	本ガイドラインは、地域ごとの特性に応じたきめ細かなまちの将来像、取組方針を示すまちづくりの手引として定めるものであり、個別具体の事業等を決定するものではありません。	5